

# ANAカード

## 旅行傷害保険のご案内



### CONTENTS

1. 海外旅行保険	2
2. 国内旅行傷害保険（航空機搭乗中・飛行場構内のみ）	2
3. 保険金ご請求手続きのご案内	3
4. 海外旅行保険の担保内容	4
5. 国内旅行傷害保険の担保内容	10
6. 海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内	12
7. 重複保険に関するご案内	14

※本案内に記載の内容は、2021年4月現在のものです。  
内容は予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。  
本案内の最新版はANA SKY WEB ([www.ana.co.jp](http://www.ana.co.jp)) に掲載しており、  
変更箇所については最新版の内容が従来の内容に優先します。



## ANAカード 旅行傷害保険

ANAカードには、会員の皆様に安心してご旅行いただくために「旅行傷害保険」が自動的に付保されています。本保険は、旅行回数、航空会社を問わず、またANAカードで航空券を購入されなくとも適用になります。保険適用は、ANAカード入会日（入会審査終了日）の翌日以降にご出発になる国内旅行または海外旅行から開始され、保険責任期間はカード会員資格期間に一致し、その間は自動継続となります。

対象カード	(1) 一般・学生カード (2) ワイド・スーパーフライヤーズカード
被保険者	(1) 一般・学生会員の本会員と家族会員 (2) ワイド・スーパーフライヤーズの本会員と家族会員 (法人会員の場合は、カード使用者として名義を登録された方となります)

### 1. 海外旅行保険

海外にお出かけの会員の方に、以下の通りの海外旅行保険が付帯されています。

\*保険の対象期間（これを責任期間といいます。）は、会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間（海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間）となります。ただし、日本を出国（海外赴任及び一時帰国時の日本出国も含みます。）した日の翌日から起算して90日間が補償の限度となります。

#### ◆補償内容及び保険金額

担保項目	保険金額	
	一般・学生会員	ワイド・スーパーフライヤーズ会員
傷害による死亡（*1）	1,000万円	5,000万円
傷害による後遺障害（*1）	40～1,000万円	200～5,000万円
傷害・疾病治療費用（一事故または一疾病の限度額）	無	150万円
賠償責任（一事故の限度額）	無	2,000万円
携行品損害（一旅行かつ年間の限度額）	無	50万円（*2）
救援者費用（年間の限度額）	100万円	100万円

（\*1）疾病が原因のものは担保されませんのでご注意下さい。

（\*2）盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円が一旅行中かつ年間の限度額となります。

### 2. 国内旅行傷害保険（航空機搭乗中・飛行場構内のみ）

日本国内線において、乗客として航空機ご利用中にケガを被った場合に補償される以下の通りの国内旅行傷害保険が付帯されています。航空機ご利用中には、航空機搭乗中のみならず、航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間も含みます。

\*海外旅行途上に、日本の国内線をご利用される場合は、海外旅行期間中として海外旅行傷害保険が適用されます。（重複して国内旅行傷害保険の保険金が支払われることはありません。）

#### ◆補償内容及び保険金額

担保項目	保険金額	
	一般・学生会員	ワイド・スーパーフライヤーズ会員
傷害による死亡（*1）	1,000万円	5,000万円
傷害による後遺障害（*1）	40～1,000万円	200～5,000万円
傷害入院日額（最高180日）	無	1万円
手術/1回	無	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円
傷害通院日額（最高90日）	無	2,000円

（\*1）疾病が原因のものは担保されませんのでご注意下さい。

### 3. 保険金ご請求手続きのご案内

#### （1）事故の通知

旅行中に万が一事故にあわれた場合には、事故の発生の日から30日以内に東京海上日動へ事故の概要をご通知下さい。

#### （2）万が一事故にあわれた場合のご連絡先

①海外旅行保険の場合

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第1部 海外旅行保険損害サービス室

TEL: 03 (5537) 3590 (受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休)

②国内旅行傷害保険の場合

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第2部 傷害保険損害サービス第2課

TEL: 03 (6632) 0641 (受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休)

#### （3）保険金のご請求に必要となる書類

必要書類	ご請求による保険金の種類		海内国外共通				海外旅行				国内旅行	
			傷害		傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用	入院保険金	通院保険金
	死亡	後遺障害	ワ	ワ	ワ	ワ	対人	対物	ワ	ワ	ワ	ワ
保険金請求書	<input type="radio"/>											
ANAカードのコピー	<input type="radio"/>											
日本出入国日及びご本人様のお名前を確認できる書類（海外旅行の場合）	<input type="radio"/>											
事故証明書※（公の機関が発行のもの。やむを得ないときは第三者からのもの）	<input type="radio"/>											
（被保険者以外の）医師の診断書	<input type="radio"/>											
治療費用の明細書及び領収書※			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
示談書または怠書※						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
第三者の損害を証明する書類※						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
損害物件の修理見積書または修理領収書※								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
損害箇所の写真※								<input type="radio"/>				
購入時の価格・購入先を示す書類※									<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
救援者費用の明細書及び領収書※										<input type="radio"/>		
3日ないし7日以上の入院証明書										<input type="radio"/>		
死亡診断書または死体検査書	<input type="radio"/>											
被保険者の戸籍謄本及び全ての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明※	<input type="radio"/>											
その他必要と認められる関係書類	<input type="radio"/>											

（一）一般・学生会員

（二）ワイド・スーパーフライヤーズ会員

※については本紙（オリジナル）をご提出ください。

\* 1 日本の医師が発行したもの。

\* 2 治療費が10万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であってもご提出をお願いする場合がございますのであらかじめご了承下さい。

\* 3 盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等のご提出を求め、これが困難な場合には保険金をお支払いできない場合がございます。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

### 傷害

担保項目	傷 害		
	死 亡	後遺障害	治療費用
S F I C D	5,000万円	程度により200万円～5,000万円	1事故150万円限度
学 生 一 般	1,000万円	程度により40万円～1,000万円	×
保 険 金 を お 支 払 い す る 場 合	被保険者が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)。	被保険者が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	被保険者が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。
保 険 金 の お 支 払 い 額	<p>傷害死亡保険金額の全額(注)を、被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注)同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。</p> <p>お支払い額 = 傷害死亡保険金額 - すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額</p>	<p>(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4～100%</p> <p>(注)お支払い額は、責任期間を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額。(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。)</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係の費用。(緊急移送費・病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。)</p> <p>②治療のために必要となった通訳雇用費用、交通費。</p> <p>③義手、義足の修理費。</p> <p>④入院のために必要となった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガにつき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)</p> <p>⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。</p>
保 険 金 を お 支 払 い し な い 主 な 場 合	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じたケガ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。</li> <li>・けんか、自殺、犯罪行為を行うこと。</li> <li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染。</li> <li>・無免許、酒気帯び、麻薬、危険ドラッグ等を使用しての運転中に生じた事故。</li> <li>・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、不妊症、外科的手術その他。</li> <li>・山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する飛行船を除きます)、操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。</li> <li>・自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、これらそのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。</li> <li>②他覚症状のないむちうち症、腰痛。</li> <li>③責任期間開始前または責任期間終了後に発生したケガ。</li> </ul>	<p>の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)。</p> <p>もの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、職務以外での航空機(グライダーおよび量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、</p> <p>一カート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれまたは操縦を含みます)をしている間の事故。ただし、自動車または原動機付自転車せん。</p>	

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款

および特約条項に基づきます。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

### 疾病・賠償責任

担保項目	疾病	賠償責任
	治療費用	
SFCドット学一生般	1疾病(合併症および続発症を含む) 150万円限度 ×	1事故2,000万円限度 ×
保険金をお支払いする場合	被保険者が ①責任期間開始後に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります)。 ②責任期間中に感染した特定の感染症(注)がもとで、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合。 (注) 特定の感染症とはコレラ、ペスト、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオides症、デング熱、黽口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、ニパウイルス感染症、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブトスピラ症等をいいます。	被保険者が、責任期間中に他人にケガをさせたり、他人の物(注)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 (注) 以下のものを含みます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・レンタル会社より被保険者が直接借用了した旅行用品または生活用品</li><li>・宿泊施設の客室及び客室内の動産(セイフティボックスのキーおよび客室のキーを含みます)</li><li>・居住施設内の部屋・部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。)</li></ul>
保険金のお支払い額	下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額。(初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ①医師・病院に支払った診療・入院関係の費用。(緊急移送費・病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回の疾病につき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	一回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 (注) ・損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ保険会社にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</li><li>・被保険者が責任無能者の場合で、その責任無能者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。</li></ul>
保険金をお支払いしない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じた疾病。 <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。</li><li>・けんか、自殺、犯罪行為を行うこと。</li><li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染。</li><li>②他覚症状のないむちむち症、腰痛。</li><li>③妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症の治療費用。</li><li>④山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。</li><li>⑤歯科疾病。</li><li>⑥責任期間開始前または責任期間終了後に発病した病気。</li><li>⑦視力の屈折矯正を目的とした手術(レーシック手術等)による治療費。</li></ul>	例えば、 ①次のような原因により生じた損害。 <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者や保険金受取人の故意。</li><li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染。</li></ul> ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の親族に対する損害賠償責任。</li><li>・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の賠償責任)。</li><li>・航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。</li><li>・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊、もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 被保険者が滞在する宿泊施設の客室(客室内の動産・客室外におけるセイフティボックスのキーおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害。</li><li>ロ 被保険者が滞在する居住施設内の部屋(部屋内の動産を含みます。)に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。</li><li>ハ レンタル会社から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。</li><li>・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。</li></ul></li></ul>

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款

責任期間とは、会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)となります。ただし、日本を出国(海外赴任及び一時帰国時の日本出国も含みます。)した日の翌日から起算して90日間が補償の限度となります。

および特約条項に基づきます。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

### 携行品損害・救援者費用

担保項目	携行品損害	救援者費用
SFCドット	1旅行かつ年間累計額50万円限度(※1)	年間累計額100万円限度
学一生般	×	年間累計額100万円限度
保険金をお支払いする場合	責任期間中に被保険者の携行品(※2)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。	被保険者が ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または、3日以上続けて入院された場合。 ②病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で責任期間中に死亡された場合。 ③責任期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合。 ④責任期間中に搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合、事故により被保険者の生死が確認出来ない場合(ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません。)または、警察等の公的機関により緊急な捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。
保険金のお支払い額	携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とした損害額(注)。 (注)修理費、または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	被保険者および被保険者の親族の方が実際に支出した以下の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 (救援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料 (救援者3名分までかつ救援者1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地で諸雑費 (合計で20万円まで) ⑤ 現地からの移送費用 (払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用 (100万円まで)
保険金をお支払いしない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・無免許、酒気帯び、麻薬、危険ドラッグ等を使用しての運転中に生じた事故による損害。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。 ・すり傷、かき傷または塗料の剥れ等単なる外観の損傷で携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ・携行品の置き忘れまたは紛失。★置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ・偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故又は機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ・差し押え、破壊等の公権力の行使。(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ②山岳登攀、ハンググライダー等の危険な運動等を行っている間に生じたその運動用具の損害。 ③サーフィン等の運動を行うための用具。	例えば、次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。 ・けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為を行うこと。 ・他覚症状のないむちうち症、腰痛による入院。 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、不妊症による入院。 ・歯科疾患による入院。 ・無免許、酒気帯び、麻薬、危険ドラッグ等を使用しての運転中に生じた事故による入院。

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款

※1 盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害につきましては、30万円が1旅行中かつ年

※2 携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するソフトウェア等の無体物、動植物、サーフィン等の運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、

責任期間とは、会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)となります。ただし、日本を出国(海外赴任及び一時帰国時の日本出国も含みます。)した日の翌日から起算して90日間が補償の限度となります。

および特約条項に基づきます。

間の限度額となります。

身の回り品をいいます。現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類・データ、居住施設内のもの、別送品等は身の回り品に含みません。

## 5. 国内旅行傷害保険の担保内容

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

### 傷害

担保項目	傷 害				
	死 亡	後遺障害	入院保険金	手術保険金	通院保険金
S F I C D	5,000 万円	程度により 200 万円～5,000 万円	1日につき 10,000 円	入院中の手術：10 万円 入院中以外の手術：5 万円	1日につき 2,000 円
学一生般・	1,000 万円	程度により 40 万円～1,000 万円	×	×	×
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者が航空機に乗客として搭乗している間に、日本国内において傷害を</p> <p>I. 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間。ただし、被保険者が乗客として定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機に搭乗する場合に限ります。</p> <p>II. 搭乗している航空機が不時着陸した場合において、次のいずれかの場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 被保険者が引続き目的地に赴く場合は、目的地に到達するまでの間。</li> <li>b. 被保険者が出発地へ戻る場合は、出発地に到着するまでの間。</li> </ul> <p>被保険者が乗客として搭乗している航空機（日本国を出発して日本国に帰着するにより日本国外を通過する場合または当該航空機に対する第三者による不法なおいても被保険者が被った傷害に対して保険金を支払います。</p>				
保険金のお支払い額	<p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIにより被ったケガが原因で事故の保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡した場合。 ②後遺障害が生じた場合（後遺障害の程度に応じて死亡）</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIにより被ったケガが原因で事故の金をお支払いします。</p> <p>③入院した場合。但し、事故の日から180日を限度とします。④そのケガの治療または5倍（B：入院中以外の手術）をお支払いします。※1事故に基づくケガお支払いの対象外の手術があります。（1事故につき1回が限度となります。）</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIにより被ったケガが原因で事故の⑤通院した場合。但し、事故の日から180日以内の通院で、その通院日数に</p>				
保険金をお支払いしない主な場合	<p>例えば次のような原因によって生じたケガ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。</li> <li>・けんか、自殺、犯罪行為を行うこと。</li> <li>・戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます。）、核燃料物質の有害な特性など</li> <li>・他覚症状のないむちうち、腰痛。</li> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失。</li> <li>・無免許、酒気帯び、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ。</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他医療処置。（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。</li> <li>・危険なスポーツ活動中の事故。（危険なスポーツとは、アイゼン・ビッケル等航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、</li> <li>・被保険者が自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等によ</li> </ul>				

## 6. 海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内

☆ワイド会員・スーパーフライヤーズ会員の皆様にご利用いただけるサービスです。

### (1) サービスの内容

**海外総合サポートデスクが、全世界からのお電話を  
24時間・年中無休体制でお受けいたします。**

海外旅行中にケガをされたりご病気になられた場合、または盗難などの様々なトラブルに遭われた場合等、お困りの場合には東京海上日動「海外総合サポートデスク」へお電話下さい。専任のスタッフが、日本語で各種ご相談に応じます。

#### ① 最寄の病院のご案内・ご紹介

東京海上日動の提携医療機関をはじめ、お客様がご滞在の地域の医療機関をご案内いたします。

#### ② 病人・ケガ人の移送の手配

移送・転院の為に必要な交通機関を、ご容体・交通事情等に応じて手配いたします。

#### ③ 救援者に関する各種サービス

救援者の渡航手続・ホテルの手配等のお手伝いをいたします。

#### ④ 保険金ご請求方法に関する各種相談

ご請求手続に関する一般的な事柄についてご説明いたします。

(注: 保険金お支払可否につきましてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい)

### (2) サービスご利用にあたってのご注意事項

① 海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、カード会員の資格確認のためにカード番号をお伺いし、また日本ご出国日を確認するためパスポートのコピーをファックスにてお送り頂きます。ご提供頂く情報に不足がある場合には、本サービスをご利用いただけませんので予めご了承下さい。

② カード会員の資格の確認は、日本時間の平日9時から17時までの対応となります。サービスのご提供については資格確認後になることから、サービスのご提供にはお時間を頂戴する事があります。

③ サービスのご提供は、ANAカード付帯の海外旅行保険で保険金をお支払できる場合に限られます。

④ ANAカード付帯の海外旅行保険でお支払の対象とならない費用、または同保険の保険金額を超過する部分については、お客様の自己負担となります。

⑤ 地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。

### (3) サービスのご利用方法

右記連絡先にお電話下さい。受付は東京で集中して行っております。なお、お電話頂く際には、①ANAカード会員であること、②カード番号、③緊急事態の詳細（傷害・疾病の状況、原因及び所在地、その他担当者が求める情報）をご説明下さい。

☆右記フリーダイヤルが通じない場合または右記以外の国・地域にご滞在の場合には、コレクトコールまたはダイヤル直通にて(81)-3-6758-2460へご連絡ください。

滞 在 地		連 絡 先
北米	アメリカ合衆国本土（アラスカを除く）	1-800-446-5571
	カナダ	1-800-665-6779
	バミューダー諸島	1-800-623-0164
	ハワイ	1-800-446-5571
	グアム	1-888-841-7905
	サイパン	1-866-666-5127
中南米	チリ	1230-020-2474
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	イギリス	0800-028-6560
	イタリア	800-8-70715
	オーストリア	0800-281-284
	オランダ	0800-022-5777
	ギリシャ	00-800-8113-0008
	スイス	0800-55-5692
	スウェーデン	020-791-027
	スペイン	9009981-64
	デンマーク	8001-0516
	ドイツ	0800-1-81-1391
	ノルウェー	800-13179
	ハンガリー	06-800-11886
	フィンランド	0800-1-181-33
アジア	フランス	0800-909634
	ベルギー	0800-1-8115
	ポルトガル	800-8-81-127
	ルクセンブルク	8002-2863
	ロシア	810-800-20041081
	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	イスラエル	1-80-947-8001
	インドネシア	001-803-81-0154
	韓国	00798-81-1-0068
	シンガポール	800-811-0423
オセアニア	タイ	001-800-811-0215
	台湾	0080-181-2233
	中国	①山西省、河南省、山東省以北 (北京、天津、大連等)
		4001-202989または 10800-811-2228
	②上記以外 (上海、広州、南京等)	4001-202989または 10800-281-2228
アフリカ	トルコ	00-800-8191-9166
	フィリピン	1-800-1-811-0177
	香港	800-96-6933
	マカオ	0800-449
	マレーシア	1800-80-3072
オーストラリア	オーストラリア	1-800-146-401
	ニュージーランド	0800-44-8461
	南アフリカ共和国	0800-98-3595

注1. 地域・携帯電話等電話機の種類・ホテルによっては、フリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。また、利用可能であっても、地域によっては市内通話料が発生することや、公衆電話では国内最低料金のコインを必要とすること、ホテルではサービス料が生じること等、お客様のご負担となる費用が発生する場合がありますので予めご了承下さい。

注2. 日本の携帯電話では、フリーダイヤルにはつながらない場合が多く、つながった場合でも国際ローミング料金はお客様の負担となりますので、予めご了承ください。

注3. 電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万一変更されている場合や電話が通じない場合には、コレクトコールまたはダイヤル直通にて(81)-3-6758-2460へご連絡ください。

### 通常のコレクトコールのかけ方

その国の国際電話局のオペレーターに日本の(81)-3-6758-2460「海外総合サポートデスク」へのコレクトコールを申し込んで下さい。この場合、日本語は通じませんので、現地語または英語で申し込む必要があります。

## 7. 重複保険に関するご案内

ANAカードの他に、同種の保険等が付帯された他のクレジットカードをお持ちの場合、または他の任意の保険にご加入の場合は、以下の規定により保険金をお支払いします。(下記は一般的なカード付帯保険等および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細は各カード会社ならびに各引受保険会社にご確認下さい。)

		海外旅行保険		
保険の種類	他の保険等の種類 ANAカードの種類	他の個人カード※付帯保険	他の法人カード※付帯保険	任意加入の海外旅行保険
傷害死亡 後遺障害	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	
	法人カード	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
その他の補償項目	個人カード	傷害死亡・後遺障害以外の各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険金額の合計を限度額として、その範囲内で実際の損害額をお支払いします。		
	法人カード			

		国内旅行傷害保険		
保険の種類	他の保険等の種類 ANAカードの種類	他の個人カード※付帯保険	他の法人カード※付帯保険	任意加入の国内旅行傷害保険
傷害死亡 後遺障害	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。		各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
	法人カード			
その他の補償項目	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	傷害入院・通院日額は各保険の保険金額の合計がお受け取り保険金額となります。	
	法人カード			

\* : ANAカードの複数所持も含みます。

### 〈重要&お願い〉

保険のご請求に際しては、旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意の保険契約または共済契約にご加入の場合、必ずその内容(※)を保険金請求書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

(※) すでに他の保険契約または共済契約から保険金の支払いを受けた場合には、  
その事実を含みます。

### 本保険の内容に関するお問い合わせ先

#### ANAカード保険案内デスク

電話番号 0120-922-017

営業時間 9:00~17:00 (祝日を除く月曜日から金曜日)

#### <引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社